

2023年3月9日

各位



国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による 電気料金の値引きについて

大東建託グループの大東建託パートナーズ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:佐藤功次、以下、大東建託パートナーズ)は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に基づき、2023年3月請求分電気料金から値引きを実施しますのでお知らせします。

■ 値引きされる電気料金の概要

大東建託グループが管理する賃貸建物にご入居中のお客様で、大東建託パートナーズと電力(低圧電力)契約をされているお客様の電気料金が、今回の値引きの対象となります。対象月・1kWhあたりの値引き額は以下の通りです。同社が、家庭・企業などに請求する月々の料金から直接値引きを行いますので、お客様ご自身での申請やお手続きは不要です。

契約種別	対象月	値引き単価
低圧 (低圧一括)	2023年3月請求分から10月請求分 ※2023年1月使用(2月検針)分から8月使用(9月検針)分まで	7円/kWh(税込)
	2023年11月請求分 ※2023年9月使用(10月検針)分	3.5円/kWh(税込)

※ 本値引きは燃料費調整額を減額することにより適用します。毎月の電気料金明細(WEB明細含む)に値引き単価を明示します。

※ 2023年11月分以降の本事業の継続は未定とされています。

■ 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」とは

本事業は、政府が進める「エネルギー価格の負担軽減策」の一つで、国が小売事業者等を通じて電気・都市ガスの使用量に応じた値引きを行う事業です。世界のエネルギー価格高騰により、日本国内でも電気・都市ガス料金が値上がりしています。さらに春以降、電気料金の値上げが想定されており、家庭や企業などのさらなる負担増加が見込まれています。この急激な値上がりの影響を軽減するため、電気・都市ガスの使用量に応じた値引きが1月※から始まりました。

※1月使用(2月検針)分

■ 国の事業内容に関するお問い合わせ

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 お客様向け窓口

TEL : 0120-013-305 (フリーダイヤル)

受付時間 : 全日9:00~17:00 (年末年始を除く)

詳細は下記URL よりご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

■ ご入居者様からのお問い合わせ

大東建託 お客様サービス室

メールアドレス : cs@kentakudo.co.jp